

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定によつて、平成二十五年砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十五年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十五年十一月八日（金） 午前十時から十二時まで

二 試験の場所

広島市中区基町一〇番五二号

広島県庁 税務庁舎三階 三〇六会議

三 試験の方法及び内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験資格

特になし

五 受験手続

1 受験願書用紙の請求先

広島県土木局技術企画課又は各広島県建設事務所（支所）にて配布するほか、受験者により印刷できるよう広島県ホームページに掲載するものとする。

なお、郵送等で請求する場合は、八十円の郵便切手を貼った、宛先明記の返信用定型封筒を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成二十五年十月七日（月）から平成二十五年十月十八日（金）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

郵送等の場合は、平成二十五年十月十八日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。

3 受験願書の提出先

広島県土木局技術企画課

4 添付書類

(一) 整理票 一通

(二) 写真（手札型とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した正面、無帽、上半身像のもの、その裏面に氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

5 受験手数料

受験願書の定められた欄に、八千円に相当する額の広島県収入証紙を貼って納付する。

ハコ。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

六 受験票の交付

不備のない受験願書及び添付書類を提出した者に対して、受験票を交付するものとする。

七 受験時の携行品

受験票及び筆記用具

八 合格者の発表

平成二十五年十二月二日(月)に広島県報に登載するとともに、広島県庁正面掲示場及び広島県ホームページに掲示して行うほか、合格者には文書で通知する。

九 その他

この試験についての問合せは、広島県土木局技術企画課(電話〔〇八二二〕五一三―三八五三〔ダイヤルイン〕)にすること。